



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

93.9.10 No. 3855

動乗勤改善を申し入れ!

動乗勤改善要求

- 「行先地の時間」については、基収6286号「出勤を命じられ、一定の場所に拘束されている以上いわゆる手待時間も労働時間である」の趣旨にもとづき、労働時間として取り扱うこと。
- 「準備時間」および「折り返し時間」については、個々の乗務員が早め出勤、早め起床することによってかろうじて業務が支障せず遂行されている実態にある。従って、「準備時間」および「折り返し時間」について改善すること
- 「行路」および「乗務割交番作成」については次の事項を改善されたい。
 - 食事時間については、食事が取れる箇所でも余裕のある時間を確保すること。
 - 在宅休養時間について、1勤務終了して次の勤務に就くまでの時間は、前勤務の拘束時間を確保すること。
 - 「乗務割交番作成」について、在宅休養時間および「行路」の順序については、働き易さを充分配慮して作成すること。
 - 2暦日にわたる「行路」については、休養のために労働時間を除いて6時間以上を確保すること。
- 「1連続乗務時間」「1継続乗務時間」については、行先地の時間を充分確保し、限度ギリギリやただし書き運用は極力さけること。
- 1連続乗務キロは120キロ1継続乗務キロは220キロ(新幹線は330キロ)を限度とすること。
- 災害時の勤務について、行先地において休養を命ずる場合は、完全休養ができる箇所を確保すること。また、所定の勤務時間を基本にして交代要員を手配すること。
- この間、動力車乗務員の特殊労働に関する医学的な観点からの調査が実施されてきたが、その調査結果について明らかにされたい。

殺人的な労働強化の根源は、言うまでもなく「折り返し待合わせ時間を労働時間としてカウントしない」という制度にある。

これによって当局は、自由自在に長時間労働をさせることのできる「打出の小槌」を手に入れたのだ。また、JR東労はそれ

を百も承知でこの提案を唯々諾々と認めたのである。その後JR総連は、はじめに当局から切り捨てられた西日本や東海では「動乗勤改善反対」を空叫びしている。冗談じゃない! だとしたら東労・松崎が賛成したのは一体何なのか。東日本でこの制度が導入されたからこそ全国に拡大したのではないか。松崎は、「東日本は労働時間Bがあるからすばらしい制度だ」と言うのだ。しかしそんなペテンは通用しない。労働時間Bなど、ダイ改のたびごとに減り、十二・一ダイ改では消えてなくなるうとしているではないか。JR東労も、現場からの批判に耐えかねて「乗務員勤務の改善について」なる申し入れを行っているが、諸悪の根源である「折り返し時間を労働時間としてカウントしない」という問題には一言も触れていない。

十二月一ダイ改を阻止しよう!

動乗勤改善に賛成したJR東労は全乗務員の敵だ!!

九月六日、動労総連合は、十二・一ダイ改合理化粉砕に向けて、JR東日本本社に「乗務員勤務制度」の改善要求を申し入れた。

JR東日本では、十二・一ダイ改以降年間休日が増える。当然にもその分の要員が増えなければ業務が回らないことになる。しかし当局は、要員を増やさずにさらなる労働強化によって乗り切ろうとしているのだ。当局は、「乗務員勤務制度」の枠ギリギリまで、仕事をきつくしようとしているのだ。現在千

葉支社の土職の行路は、「労働時間B」が平均して三五分ほどある。当局は、この三五分がゼロになるまで労働強化をしようというのである。「九二・三」で動乗勤が改善されて以降、拘束時間や乗務キロは飛躍的に増えた。逆に食事時間や睡眠時間は減らされ、今でもヘトヘトになるまで乗務させられるような労働強化のしかかっている。それをさらに労働強化しようというのだ。断じて許すことにはできない。

六月十七日には、東京地裁で、ビル管理業務についている労働者の「仮眠時間」について、会社の指揮監督下にある以上「仮眠時間」も労働時間であるとし、賃金の支払いを命じる判決がだされている。また、行政指導でも「出勤を命じられ、一定の場所に拘束されている以上いわゆる手待時間も労働時間である」(基収六二六八号)とされている。それにもかかわらずJR東労は、これをもかかわらずJR東

を百も承知でこの提案を唯々諾々と認めたのである。その後JR総連は、はじめに当局から切り捨てられた西日本や東海では「動乗勤改善反対」を空叫びしている。冗談じゃない! だとしたら東労・松崎が賛成したのは一体何なのか。東日本でこの制度が導入されたからこそ全国に拡大したのではないか。松崎は、「東日本は労働時間Bがあるからすばらしい制度だ」と言うのだ。しかしそんなペテンは通用しない。労働時間Bなど、ダイ改のたびごとに減り、十二・一ダイ改では消えてなくなるうとしているではないか。JR東労も、現場からの批判に耐えかねて「乗務員勤務の改善について」なる申し入れを行っているが、諸悪の根源である「折り返し時間を労働時間としてカウントしない」という問題には一言も触れていない。

つまりこの「申し入れ」も要するに組合員を欺くためのペテンに過ぎないのだ。

「仮眠時間も労働時間」と東京地裁で判決!!